

愛川町箱わな購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛川町内における野生鳥獣による農作物への被害等（以下「獣害」という。）を防除し、当該加害獣の個体数を減少させるため、箱わなを購入した者に対し、その費用の一部を補助することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助の対象者)

第2条 この要綱により補助を受けることができる者は、次の各号に定める全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 野生鳥獣による農作物被害等を防止する目的で箱わなを購入する者
- (3) 町税（国民健康保険税を含む。）に滞納のないこと。

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は、箱わなの購入経費の2分の1とする。ただし、7,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、次に掲げる書類を添えて、愛川町箱わな購入費補助金交付申請書（第1号様式）により行わなければならない。

- (1) 領収書又はこれに準ずる書類
- (2) 購入した箱わなの写真
- (3) 町税等納付状況照会同意書（第2号様式）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 箱わなを購入した場合において、補助金の交付申請ができる期間は、購入した日から1年以内とする。

3 補助金の交付申請の対象となる経費は、1世帯につき2台までとする。

(交付の決定)

第5条 規則第5条の規定による補助金の交付を行うことを決定したときは、愛川町箱わな購入費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、交付を行わないことを決定したときは、愛川町箱わな購入費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(交付の請求)

第6条 前条の規定により、愛川町箱わな購入費補助金交付決定通知を受けた申請者は、愛川町箱わな購入費補助金交付請求書（第5号様式）を町長に提出して、補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

(設置等の義務)

第7条 箱わなを設置する際には、有害鳥獣捕獲の許可を受け、適正に維持管理し、かつ、適切に使用し、事故のないように努めなければならない。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を請求するものとする。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反して補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。